

◇生徒一人一人に自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することを通して、自己存在感・自己有用感をもち、未来に夢をもって明るく前向きに生きる力を育む。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) 常に生徒につき、生徒に寄り添った指導を行う

- ◇活動中は常に生徒につき、生徒一人一人の様子に配慮しながら、生徒に寄り添って指導を行う。
- ◇休み時間等でも教室や廊下を巡回するなど、生徒に近い位置で生徒たちの様子を把握することに努める。
- ◇学級担任は、生徒が記入する「生活の記録」に目を通すことで、生徒の心情の変化や悩みなどを把握し、適切な助言を行うとともに、生徒との信頼関係を築く。
- ◇生活の記録、リーダー会、班ノート等を利用して、常に生徒間の人間関係について情報収集に努める。
- ◇一人一人の特徴、個性、能力を理解し、個に応じた指導・対応を行う。

#### (2) 報連相の徹底と情報交流の充実

- ◇「いじめ」ではないかと思われる事案については、どんな些細なことでもすみやかに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告・相談する。すぐに「緊急いじめ対策委員会」を開催し、指導方針を決定し、対応策を実行する。「緊急いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任・学級担任、いじめを発見した教職員
- ◇「いじめ」以外の生徒指導に関する問題についても、必ず学年主任、生徒指導主事、管理職に報告・相談し、校長の指示のもと、指導方針や対応策を決め、実行する。
- ◇週1回位置づけている「主任会」で、各学年の生徒の様子を交流するとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応、解決のために共通理解を図り、具体的対策を考えて実行する。  
「主任会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、事務主任とする。
- ◇週1回位置づけている「職員打ち合わせ」で「いじめ」「問題行動」「生徒への配慮事項」等について必要な情報を全職員に伝え、周知徹底を図る。
- ◇月1回位置づけている「学年会」で、各学級の生徒の様子を交流し、必要な対応等について学年職員への周知徹底を図る。

#### (3) アンケートの実施、分析、活用

- ◇年4回（4月、6月、10月、1月）、朝読書の時間を利用し、記名式の「心のアンケート」、年2回（5月、9月）に「アセス」、年4回（7月、11月、12月、2月）に「心の整理アンケート」を行う。学級担任が集計をし、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。いじめ対策委員会で分析し、結果を全職員で共有する。
- ◇定期的に自分自身や仲間の言動を振り返る機会を設けることで、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識を定着させ、いじめの抑止を図る。そして、いじめの早期発見と早期対応に努める。

#### (4) 教育相談の充実

- ◇相談室を常設し、生徒からの希望があれば、心の教室相談員（各務原市職員）等が教育相談・学習指導・生活指導を行う。本人、保護者、相談員、職員で相談室利用方法を確認し、支援計画を作成する。
- ◇生徒や保護者からの希望があれば、スクールカウンセラーやスクール相談員が相談室でカウンセリングを行う。
- ◇「教育相談週間」（6月、10月）を設け、「心のアンケート」の結果をもとに生徒一人一人と教育相談を行う。生徒の悩みや不安をつかみ、いじめの早期発見・早期対応に努める。時期を問わず、気になる生徒に対し、教育相談を行う。